特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００２号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南３丁目９番３号
清算株式会社　ソフィア・インベストメント株式会社
代表清算人　尾形　茂章
１　決定年月日　平成26年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（ヒ）第６号
岐阜県高山市上一之町36番地
清算株式会社　株式会社豊泉社
代表清算人　下田　正巳
１　決定年月日　平成26年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

平成２６年（ヒ）第１６号
静岡県袋井市大谷1229番地の６
清算株式会社　株式会社ドリームヒル
代表清算人　村松　明彦
１　決定年月日　平成26年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０４６号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目53番２号
清算株式会社　株式会社シーシーエム
１　決定年月日　平成26年11月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３００３号
大阪市浪速区湊町１丁目２番３号マルイト難波ビル11階
清算株式会社　株式会社ＷＴＪ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ
１　決定年月日　平成26年11月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３号
滋賀県犬上郡豊郷町大字八町803番地
清算株式会社　株式会社ＡＴテクノ
１　決定年月日　平成26年11月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成26年９月１日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、本件協定債権のすべてをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁護士法人三宅法律事務所に預託した金員の残額を弁済原資総額とし、一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑵　一般債権者は、前項の支払を受けたときは、特別清算会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６号
岩手県花巻市高松第８地割128番地１
再生債務者　中宿　竜司
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（再イ）第２７号
群馬県前橋市江田町597番地１　グランレーブ103号
再生債務者　中野　滋文
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（再イ）第７号
群馬県みどり市大間々町大間々257番地６
再生債務者　山口　浩
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（再イ）第５８号
東京都日野市三沢２丁目11番地の78
再生債務者　高橋新太郎
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再イ）第１９３号
横浜市瀬谷区相沢１丁目６番地２　ベルピア１―101
再生債務者　野口　早苗
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３８号
静岡県浜松市東区薬新町309番地　小枝ハイツ103号
再生債務者　永田　一昭
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月22日から平成27年１月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２６年（再イ）第１６号
三重県松阪市石津町407番地８
再生債務者　大塚　薫
１　決定年月日時　平成26年11月14日午前９時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月19日から平成27年１月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（再イ）第１０号
香川県高松市国分寺町国分2193番地１　栄アパート３号
再生債務者　矢野　信幸
１　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月26日から平成27年１月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（再イ）第９６号
京都市伏見区久我森の宮町４番地106
再生債務者　神田　鋼治
１　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月18日から平成26年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第１０３号
京都府長岡京市河陽が丘１丁目８番地５
再生債務者　津田　敏治
１　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月18日から平成26年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係